(平成31年3月26日 厚労省ヒアリングに加筆) 公益社団法人日本農業法人協会

外国人技能実習制度に関する要望事項

- 1. 技能実習計画認定申請について
- (1) 移行対象職種の場合、1号・2号は一括で申請出来るようにし、申請および審査 の効率化を勧めて頂きたい。
 - ※移行職種の場合、1号・2号(3年間)の実習が前提であり、計画認定は一括して行い、在留資格変更申請の際には必要な技能評価試験(基礎級)の合格証を添付する程度で十分であり、作成や審査、保管が合理化できるため。
- (2) 実習実施者の登録や1号の実習計画認定の提出書類が多いのは理解できるが、 2号および3号においても、多くの書類が必要であり、重複する内容については 省略出来るようにして頂きたい。
 - ※本質的には入国時(1号申請時)に確認済みの内容であり、作成や審査の手間が かかり、さらに重複書類の保管も大量になるため。
- (3) 優良要件適合申告書(実習実施者)を3号もしくは人数枠を倍増する際に毎回提出が必要であるが、年度替わりの初回のみにして頂きたい。
 - ※当該年度の間に3号や1号の申請が複数回有る度に提出するのは、上記(2)同様のため。
- (4) 優良要件適合条件において、緩和・経過措置を設けて頂きたい。
 - ※3級(専門級)の合格者(合格率)が大きなウェイトを占めるが、これまでに3級受験者・合格者が無い実習実施者の場合、2号2年目実習生が3号を希望しても直ぐには移行手続きに入れないため。
 - ※緩和措置Ⅱ2.(1)(2)の申告適用期間(2020年10月末)の延長
- (5) 認定までに要する期間が事務所・支所により大きく異なるため、極力早い方に合 わせて頂きたい。
 - ※平成29年11月の新制度スタート時と比較すると相当早くなったが、事務所・ 支所により差が大きい。早い拠点は申請後、2週間程度で認定通知書が届くが、 遅い拠点は受付後1ヶ月以上経過してから問合せ等が有り、認定までに2ヶ月 以上を要するため。
- (6) 1号技能実習生人数枠を考慮し入国等の手配を行っているが、年々、後ズレせざるを得ない状況にある。そのため、前年入国実習生の2号技能実習計画が認定されている場合、新規入国1号実習生が重なり一時的に人数枠を超えることを許容して欲しい。
- (7) 技能評価試験を受験し合格した実習生に関しては、実習実施予定表より早期の

対応が出来るよう、認知して欲しい。

- ※1号技能実習生が初級試験に合格した上で、残余期間(冬場等農閑期)に一時帰 国できるなど。
- ※専門級合格者が2年10ヶ月未満でも技能実習を良好に終了したと見做し、特定 技能等に在留資格変更が出来るようにするなど。
- (8) WEB(オンライン)申請および認可を導入して頂きたい。その際には(公財) 国際研修協力機構が提供する「JITCOサポートシステム」と連動して頂きたい。
 - ※WEB化すれば上記課題を一括して解決できるため。当協会が申請書を作成する際にはJITCOサポートシステムを利用しており、必要項目の入力後、各申請書類をプリントアウトし押印の上、申請書を郵送している。入力後、「申請確定(仮)」アイコンをクリックするのみであれば大幅な効率化が図れるため。また、2019年3月15日に閣議決定された行政手続きを原則オンライン化する「デジタル手続き法案」①個々の手続きをオンラインで完結させる「デジタルファースト」②同じ情報の提供を何度も求めない「ワンスオンリー」③複数の手続きを一度で終わらせる「コネクテッドワンストップ」を率先して実現して頂きたい。

2. 実習実施方法

- (1) 寒冷地における農業の実態を踏まえるとともに、技能実習の実効性を高めるため、気象・気候等により農作業が確保できないことを理由に帰国する場合は、再入国して継続的に技能実習が実施できるよう制度運用を実施して頂きたい。
 - ※農業では年間約1万人が入国しているが、 $1\sim2$ 千人程度が上記理由により2号移行せず帰国しているため。
- (2) 作目や産地が異なる複数の経営体における実習の実施を認めることにより、年間を通じてより効果的な実習を可能として頂きたい。
 - ※上記(1)の補完的な意味合いに成るが、冬期の実習実施困難時に同一職種・作業内で、実習可能な実習実施者に出向(給与等の支払いは出向元)するなどの運用。
- (3) 2号技能実習修了前(1カ月以内)に帰国する場合の実習実施困難届提出を省略 して頂きたい。
 - ※現状では、航空券の手配などの関係により、認定された実習終了日よりも1日で も早く帰る場合には、実習実施困難届を提出することが求められているため。

3. 社会保険・労働保険

(1) 年金の脱退一時金の支給額計算について、現状は36ヵ月が最長期間(37ヵ月 以上納付しても36ヵ月分の金額しか支給されない)となっているが、3号を継 続して実施する場合、5年間の勤務が可能となるため、60ヵ月へ延長して頂きたい。

※現状の運用としては、1ヶ月以上の一時帰国の間に脱退一時金の請求を行っているため。そのためには、会社の退社および住民票の転出など、諸手続きが発生している。

4. 失踪対策

(1) 外国人本人に失踪理由が有る場合、本国にも帰国できないようにするなど、安易に失踪出来ないような制約を設ける必要があると考える。捕まったら国に帰るだけ、捕まるまで稼ごうという唆しに乗らないようにする対策が必要では。また、失踪手引きの多くは同朋人によるフェイスブック内コミュニティーと聞くため、ここのモニタリグにより未然防止策を講じるべき。

以上

(令和元年8月30日 農水省ヒアリングメモ) 公益社団法人日本農業法人協会

技能実習生の居住費に関する要望について(メモ)

- 1. 宿泊施設の居住費に関する要件
- (1)「技能実習制度 運用要領」

ア. 89ページ

寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5 m2以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること

イ. 92~93ページ

• 自己所有物件の場合

実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を 勘案して算出した合理的な額

・ 借上物件の場合

借上げに要する費用(管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は 含まない。)を入居する技能実習生の人数で除した額以内の額

(2) 実習実施者が用意する宿泊施設

ア. 借上物件

所在地によるが、全体の半数が近隣のアパートや空家を借上げ、実習生に提供している。1人当たり4.5m2以上の占有面積を確保し、家賃を入居する実習生の人数で除した額以内としている。

イ. 自己所有物件

全体の半数が、自己所有物件であり、1人当たり4.5m2以上の占有面積を確保し、 建設・改築・メンテナス・設備の更新等、居住環境を維持するために要した費用と耐 用年数を考慮し、実習生の負担額を決定している。

2. 自己所有物件の課題

(1) 耐用年数を過ぎた自己所有物件

1人当たり 4.5 m2以上の占有面積を確保し、居住に必要な設備等、環境を整えているが、耐用年数を経過しているため、上記 1. (1) イに基づいて算出すると、実習生に求める費用が算出できない。居住に必要な環境を整備するため、メンテナンスや機器の更新等は適宜実施するが、現在、不具合なく機能しているのであれば、その必要が発生しない。

(2) 一般的な家賃の決定方法

居住用の部屋を賃貸する場合の家賃については、その目的により多少異なるが、多く は近隣の家賃相場を鑑みて決定している。

- ・構造(木造か鉄筋か)
- ・間取り(部屋数、和室か洋室か)

- ・位置(何階か、角部屋か)
- 面積(広さ)
- ・築年数(古いほど安く、新築が最も高い)
- ・風呂・トイレ (ユニットバスか風呂トイレ別か)
- ・設備(エアコン、洗濯機置き場、コンロ、インターネット)
- ・建物(敷地内駐車場、セキュリティー、宅配ボックス)

これらは、競合と比較されやすい要素なので、賃貸料を決める際にもおのずと重視すべきということになる。

部屋を貸すという事は、そこで就寝や炊事、入浴、トイレなど生活に必要な機能を提供するということであり、仮に耐用年数を過ぎたからと言って、無償で貸し出すことは有り得ない。

(3) 機会費用(損失)

上記(2)のとおり、耐用年数を過ぎたからと言っても実習生に貸さず、第3者に貸 し出した場合に得られる金額との比較が客観的に評価しうる家賃と考えられる。

3. 自己所有物件の居住費に関する要望

(1) 耐用年数を過ぎた場合の措置

上記2.のとおり、1人当たり4.5m2以上の占有面積を確保し、居住に必要な設備等、環境を整えている場合、一定程度の居住費の徴収を認知して欲しい。

その場合、目安となる金額を定めて欲しい。

例) 1人当たり15,000円以内

(2) 修繕等に要した費用が明確でない場合の措置

居住環境を整えるため、都度、メンテナンスを行っているが、耐用年数を考慮すると、 それぞれの費用の重なり部分があり、年毎に実習生の人数で除した金額が変わる。この 場合も、上記(1)のとおり目安となる金額で対応したい。

例)①7年前にエアコン(全体の半数)を更新、②5年前にエアコンの更新(全体の半数)および給湯器を更新、③3年前にトイレの更新

⇒今年①②③⇒来年①は耐用年数経過②③で費用・・・部屋ごと、年数ごとに費用が変更と成るが、入国毎・部屋ごとに居住費を算出することは困難。※導入年(耐用年数)等で機能的価値を算定することは現実的では無い。

(3) その他

農業経営は大企業や公務員等と比較すると、零細経営が圧倒的に多い。そのため、従 業員のための住居等、福利厚生を充実させることは困難である。

比較的経営が順調と言われている法人協会の会員についても、従業員向けの社宅・舎 宅を用意し、低価格で貸与している事例は極僅かに留まる。

この課題(実習生宿泊施設の居住費)を解決するには、公的な機関からの助成等により宿泊施設を充実させることも必要なのかもしれません。

以上